

告 示

埼玉県告示第四百四十四号

測量計画機関である入間市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年九月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

入間市

二 作業種類

公共測量（二級基準点測量・三級水準測量）

三 作業地域

入間市宮寺地内

四 作業期間

令和元年十月十日から令和二年二月二十八日まで